

2	法第四十五条第二項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。
	5 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法第四十五条第一項の規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。
4	国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。
5	国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。
6	法第四十五条第五項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。
1	附 則 （昭和四四年一〇月三一日政令第二六九号）抄
	1 この政令は、昭和四十四年十一月一日から施行する。
1	附 則 （平成一一年一二月八日政令第三九三号）抄
	（施行期日）
1	第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
	附 則 （平成一二年六月七日日政令第三〇九号）抄
1	（施行期日）
	1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
1	附 則 （平成一四年二月八日日政令第二七号）抄
	（施行期日）
1	第一条 この政令は、公布の日から施行する。
	附 則 （平成一九年一月一九日日政令第九号）抄
1	（施行期日）
	第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

2	附 則 （令和元年六月一四日日政令第二七号）抄
	（施行期日）
1	第一条 この政令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（第二号において「整備法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
	一 略
2	二 第二条から第五条まで、第七条及び第八条の規定、整備法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日
	附 則 （令和元年一二月一三日日政令第一八三号）抄
1	（施行期日）
	第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。
1	附 則 （令和五年六月二日日政令第一九九号）
	この政令は、令和六年四月一日から施行する。